

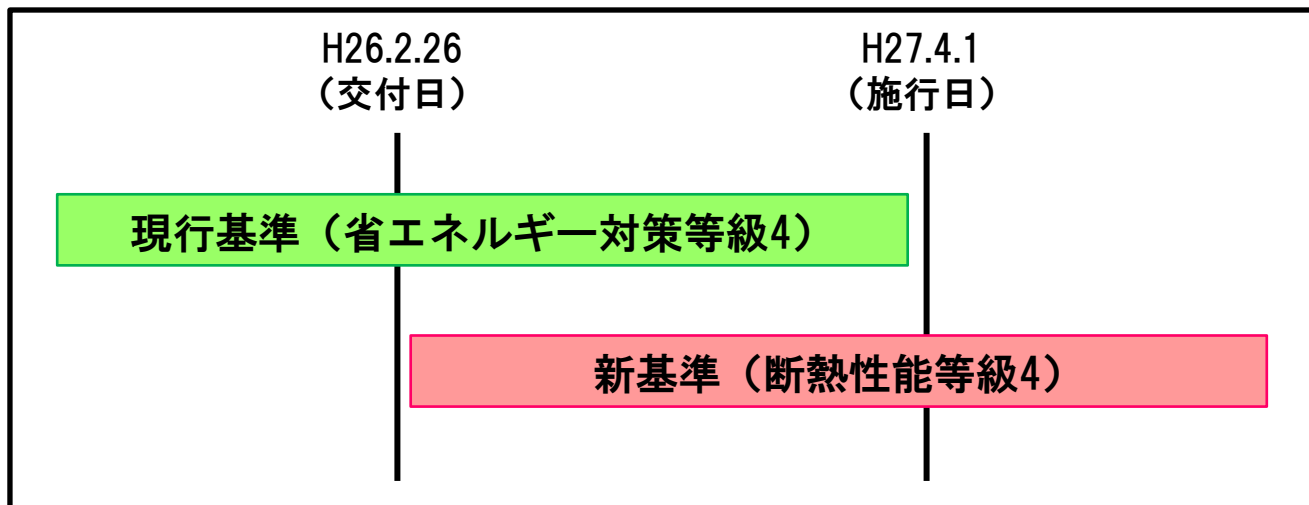
お知らせ

長期優良住宅認定基準等の改正について

日本住宅性能表示基準及び評価方法基準の改正に伴い、平成27年4月1日に長期優良住宅の「省エネルギー対策」の基準は、「省エネルギー対策等級4」から「断熱等性能等級4」へ完全移行します。

そのため、**平成27年4月1日以降**、県に認定申請される長期優良住宅建築等計画では、**「断熱等性能等級4」**を満たす必要がありますので、登録住宅性能評価機関から「断熱等性能等級4」で交付を受けた技術的審査適合証を添付してください。（平成27年3月31日までは「省エネルギー対策等級4」、「断熱等性能等級4」のいずれも適用可）

省エネルギー対策基準の移行スケジュール



問合せ先
高知県土木部建築指導課
TEL：088-823-9864

